

## 大月市議会意見交換会に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大月市議会基本条例（平成30年大月市条例第21号）第10条第2項の規定に基づき意見交換会について必要な事項を定めるものとする。

### (意見交換会の開催)

第2条 常任委員会委員長（以下「委員長」という。）は、議長と協議して年に4回程度の定例意見交換会を計画し、市議会定例会終了後すみやかに定例意見交換会を開催するものとする。

2 議員からの要望により住民意見交換会を開催する場合は、代表議員1名（以下「代表者」という。）と4名以上の議員による意見交換会開催申請書（様式第1号）を議長に提出し、許可を受けた後に住民意見交換会を開催することができるものとする。

3 市民からの要望により住民意見交換会を開催する場合は、意見交換会開催申請書（様式第1号）に5名以上の議員が同意した書類を添付し代表者を定めて議長に提出し、許可を受けた後に住民意見交換会を開催することができるものとする。

### (意見交換会の運営)

第3条 定例意見交換会は、常任委員会を単位とし、委員長が代表を務め、司会者、記録者を選任するものとする。

2 議長は、意見交換会開催申請書（様式第1号）の提出により住民意見交換会を開催する場合には、議員全員の参加意向を調査し、参加議員、司会者、記録者を代表者と協議して選任するものとする。

### (意見交換会の報告)

第4条 委員長又は代表者は、意見交換会終了後1週間以内に意見交換会開催報告書（様式第2号）を議長に提出しなければならない。

2 委員長又は代表者は、直近の全員協議会又は議員定例懇談会において意見交換会の概要を報告しなければならない。

### (意見の取扱い)

第5条 議長は、意見交換会開催報告書（様式第2号）が提出されてから1週間以内に議会運営委員会委員長と意見の取扱い検討会を開催し、意見の取扱いを決定する。

2 意見の取扱いについては、次の各号に掲げる内容を協議するものとする。

(1) 広報の掲載可否及び方法

(2) 議会での対応

(3) 行政機関への提言

3 代表者は、住民意見交換会における意見交換会開催報告書（様式第2号）及び意見の取扱い検討会の検討結果等を住民意見交換会出席の住民代表者に報告するものとし、その後も進捗状況や結果等を住民意見交換会出席の住民代表者に報告しなければならない。

(意見交換会の広報)

第6条 定例意見交換会の広報は、広報委員会が担当し、議会だよりに掲載するものとする。

2 意見の取扱い検討会において住民意見交換会の内容を広報すべきと判断した場合には、代表者の責任により記事を作成し、議会だよりに掲載するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月22日から施行する。